

山梨県農泊推進ネットワーク会議設置要領

(趣 旨)

第1条 山梨県では、県内の農山村地域において、地域の農林漁業に根ざした豊かな資源を活用した滞在型観光として、旅行者を地域ぐるみで受け入れる農泊を推進している。

この取組には、農林漁業者のほか、旅行業や宿泊業、飲食業など多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

今後、県内の農泊地域のネットワークを広げることを目的に会議を開催することで、農泊の取組を一層推進する。

(名 称)

第2条 この会議は、山梨県農泊推進ネットワーク会議(以下「本会議」という。)と称する。

(事 業)

第3条 本会議は、山梨県における農泊の推進に向けて、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 農泊地域、農泊実施地域の県内外への一体的な発信
- (3) 農泊の推進に関する研修会の開催
- (4) その他、山梨県における農泊の推進に必要と認められる事業

(会 員)

第4条 本会議の会員は、次のとおりとする。

(1) 農泊地域

平成29年度(2017年度)以降、国の農山漁村振興交付金(農泊推進型)事業に採択された地域協議会等の事業実施主体のうち、本会議に参加を希望する者。

(2) 農泊実施地域

農泊の取組を既に実施している地域、又は、これから取組を強化するため農山漁村振興交付金(農泊推進型)の事業採択を目指す地域で、別記第1号様式の参加申込書(農泊実施地域)を提出した者のうち本会議事務局において別表で掲げる要件を満たすと確認された者。

(3) 賛助会員

本県における農泊の取組に賛同し、支援いただける企業、団体及び個人で、別記第2号様式の参加申込書(賛助会員)を提出した者。

(4) 関係機関

山梨県内の行政機関等のうち本会議に参加を希望する機関。

(会 議)

第5条 本会議は必要に応じて山梨県農政部農村振興課長(以下「農村振興課長」という。)が招集する。

- 2 本会議の議長は農村振興課長又はあらかじめ農村振興課長が指定した者が務める。
- 3 各構成機関・団体が農泊に関する会議や研修会等を開催する場合は、当該構成機関・団体間で随時情報提供するものとする。

(事務局)

第6条 本会議の事務局は、山梨県農政部農村振興課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月12日から施行する。

(別表)

農泊実施地域の選定要件

次に定める要件アまたはイ、ウの双方を満たす団体

- ア 県事業においてモデルツアーを実施した団体。
- イ 宿泊、食事、体験の三つのサービスを提供できること。
- ウ 地域の多様な関係者と連携していること。

(別紙第1号様式)

山梨県農泊推進ネットワーク会議参加申込書（農泊実施地域）

1 取組の実施主体等

代表者住所			
団体等名称			
代表者職氏名			
運営責任者職氏名 電話番号 Eメールアドレス			
構成員となる個人及び団体の名称	主な活動	所在地 (市町村)	構成員数 (従業員数)

2 取組の活動エリア

--

3 現在、提供している（する予定の）サービスの内容と主な受入実績（直近1年間）

サービス	内容	受入実績
宿 泊		
食 事		
体 験		

4 地域の農林漁業との関わり

--

5 今後の目指す姿と予定している取組

--

(別記第2号様式)

山梨県農泊推進ネットワーク会議参加申込書(賛助会員)

1 申込者

住所	
氏名、団体名又は商号	
代表者職氏名	
担当者職氏名 電話番号 Eメールアドレス	
取組(事業)内容	

2 参加の目的

--

3 農泊の取組に支援・協力できる内容、対象となるエリア

--